SP144	アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液は、危険物に該当しない。
SP145	容積が250L以下の容器に収納されている場合は、危険物に該当しない。
SP152	備考2(1)(ⅰ)の火薬類の等級の判定基準において、火薬類に該当しないと判定された過塩素酸アンモニウムに限る。
SP153	備考2(4)(ⅳ)の水反応可燃性物質の容器等級の判定基準において、水反応可燃性物質に該当しないと判定されたリン化アルミニウム系殺虫殺菌剤に限る。
SP163	1　他に品名が明示されている物質を除く。 2　ニトロセルロース（乾燥状態における窒素の含有量が12.6質量%以下のものに限る。）の含有率が20質量%を超えるものを除く。
SP168	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　セメント、プラスッチック、アスファルト、樹脂、鉱石その他の天然又は人工の接合剤により固められたものであって、人体に危害を与えるおそれのある量のアスベストが、運送中に剥離して吸入されることがないものであること。 (2)　容器に収納されたアスベストを含む物品であって、人体に危害を与えるおそれのある量のアスベストが、運送中に剥離して吸入されることがないものであること。
SP169	無水マレイン酸の含有率が0.05%以下の無水フタル酸（固体に限る。）又は無水テトラヒドロフタル酸は危険物に該当しない。ただし、引火点以上の温度に加熱され、溶融状で運送されるものは、国連番号3256の高温輸送物質に該当する。
SP177	硫酸バリウムは、危険物に該当しない。
SP181	特殊な容器に収納されているため爆発性を有しないことが証明されている場合であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めた場合は、副標札を付すことを要しない。
SP182	アルカリ金属には、リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム及びセシウムを含むものとする。
SP183	アルカリ土類金属には、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウムを含むものとする。
SP186	硝酸アンモニウムの含有率の計算にあっては、当該危険物に含まれるアンモニウムイオンと同数の硝酸イオンを硝酸アンモニウムとして計算するものとする。
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池にあっては、リチウム含有量が1g以下であり、リチウムイオン単電池にあっては、ワット時間が20Wh以下であること。 (2)　リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池にあっては、総リチウム含有量が2g以下であり、リチウムイオン組電池にあっては、ワット時間が100Wh以下であること。この要件に該当するリチウムイオン電池（平成21年1月1日前に製造されたものを除く。）については、外装ケースにワット時間を表示すること。 (3)　単電池及び組電池は、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.5の規定に適合するものであること。 (4)　単電池及び組電池（装置に組み込まれたものを除く。）は、その単電池及び組電池を完全に密閉することができる内装容器に収納され、かつ、短絡しないように保護されていること（これには、同一容器内での短絡を誘発する可能性のある伝導性のあるものとの接触防止も含まれる。）。内装容器は強固な外装容器に収納されていること。 (5)　装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること（ただし、電波式固体識別装置（FRID）、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであって危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。）。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること（電池が装置により同等の保護がなされている場合を除く。）。 (6)　ボタン形電池が組み込まれている装置若しくは部品又は4以下の数の単電池若しくは2以下の数の組電池が組み込まれている装置を収納する容器を除き、容器には次の事項が表示されていること。

	（ⅰ）　リチウム金属電池（リチウムイオン電池を含む。以下同じ。）を収納していること。 （ⅱ）　注意して取り扱わなければならないこと及び容器が損傷した場合には引火性の危険があること。 （ⅲ）　容器が損傷した場合には特別な処置（必要な場合の検査及び再梱包を含む。）が要求されていること。 （ⅳ）　追加情報を得るための電話番号。 (7)　前項に従い表示された容器の各船積みにあたっては、前項に掲げる事項を記載した運送書類を提出しなければならない。 (8)　リチウム金属電池（装置に組み込まれている場合を除く。）を収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のリチウム電池が接触するような移動及び漏えいがないこと。 (9)　総質量（容器の質量を含む。）が30kg以下であること（装置に組み込まれたもの及び装置と共に包装されたものを除く。）。 注　「リチウム含有量」とは、リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池の陽極中に含まれるリチウムの質量をいう。リチウム金属電池及びリチウムイオン電池については、各輸送モード間でのこれらの電池の輸送を容易にするため及び異なる非常措置活動が適用されるために、別の品名が存在する。
SP190	1　エアゾールは、充てんされている高圧ガスの偶発的な放出を防止するための措置が講じられているものに限る。 2　備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでに該当する物質を含まないものであって、その容積が50mLを超えないものは、危険物に該当しない。
SP191	備考2(6)の毒物の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでに該当する物質を含まないものであって、その容積が50mLを超えないものは、危険物に該当しない。
SP193	1　当該危険物に該当する硝酸アンモニウム系肥料は、次のいずれかに該当するものに限る。 (1)　窒素、リン酸又はカリウムを含有する均質なものであって、硝酸アンモニウムの含有率が70%以下で、かつ、炭素に換算して計算される可燃性の物質及び有機物の含有率が0.4%以下のもの (2)　硝酸アンモニウム及び可燃性の物質の含有率が45質量%以下のもの 2　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部第38.2節のトラフ試験により、自己持続性分解を起こさないと判定されたものは、危険物に該当しない。
SP196	1　過酸化水素と過酢酸の混合物は、次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに全く反応を起こさず、かつ、爆発性を有しないものであること。 (2)　熱安定性を有するもの（質量50kgの危険物において自己加速分解温度が60℃以上のものをいう。）であること。 2　1に該当しない過酸化水素と過酢酸の混合物は、有機過酸化物に該当する。
SP198	印刷用インク、印刷用インク関連物質、香料製品類、塗料又は塗料関連物質として運送されるニトロセルロース（溶液）であって、ニトロセルロース（乾燥状態における窒素の含有量が12.6%以下のものに限る。）の含有率が20%以下のものは国連番号が1210、1263、1266、3066、3469又は3470に該当する。
SP199	23℃±2℃において、鉛化合物の試験物質と0.07molの塩酸を1対1000の比で混合し、1時間撹拌したときの溶解度が5%以下のものであって、他の危険物の分類に合致しないものは、危険物に該当しない。
SP203	ポリ塩化ビフェニル類（国連番号2315又は3432）を除く。
SP205	ペンタクロロフェノール（国連番号3155）を除く。
SP207	ポリスチレン及びポリメチルメタクリレートを原料として製造されたものを含む。
SP208	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムの複塩を主成分とする硝酸カルシウム肥料であって、かつ、硝酸アンモニウムの含有率が10%以下で、結晶水の含有率が12%以上のものは危険物に該当しない。